

令和3年度第1回入札監視委員会議事録

1 日 時

令和3年6月29日（火） 午後2時から午後4時まで

2 場 所

第4庁舎4階第1会議室・第2会議室

3 出席者

【委 員】

井町委員長、土屋委員、渡邊委員

【事 務 局】

財 政 局 資産管理部 対馬部長

資産管理部契約課 大塚課長、川端担当課長、

和田調整係長、野田土木契約係長、

三平建築契約係長

【設計担当】

港 湾 局 川崎港管理センター整備課 岩田担当課長、小林担当係長
福嶋職員

多摩区役所 道路公園センター整備課 津久井課長、平井土木整備係長
関口担当係長、和田主任

上下水道局 水道部水道管路課 山本課長、上原設計第2係長
森下主任

上下水道局 水道部施設整備課 屋代課長、有馬課長補佐
木村主任

上下水道局 水管理センター水道施設管理課 篠田課長、山岸課長補佐
関根職員

上下水道局 総務部管財課 江島課長補佐

交 通 局 企画管理部経理課 野川課長補佐

病 院 局 総務部経営企画室 村木職員

他関係職員

4 議 題 (1) 入札・契約手続の運用状況等について

(2) 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの発注工事
の抽出事案について

(3) その他

5 公開・非公開の別 公開（一部非公開となる場合あり）

6 傍聴者数 0名

7 発言の主な内容

事務局 [令和3年度第1回入札監視委員会の開催宣言]

事務局 [議題(1)について]

- 「入札参加方式別発注工事総括表」(資料1)について報告
市長部局・上下水道局・交通局・病院局において、令和2年10月1日から令和3年3月31日までに契約した工事について、契約方法別に件数を報告
- 「入札方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告
表示内容について説明
(工事名・工事種別・契約金額・落札率、予算執行課及び随意契約の根拠法令等)
- 「令和2年度下半期指名停止等一覧」(資料3)について報告
「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、令和2年度下半期に指名停止等を行った事案を報告
- 「再入札件数と平均落札率」(資料6)について報告
前回委員会において、特に建築工事が再入札になりやすく落札率が高い傾向があるとの質疑があったため、直近3ヶ年の再入札の件数及び落札率について説明

[事務局説明に対する質疑について]

渡邊委員 資料6について、平成30年度と比べ、平成31年度、令和2年度の再入札、再々入札の件数が増えているが、その理由は何か。

事務局 あくまでも事業者の札入れによる結果であるので推察になるが、建築等工事においては、事業者がこの金額であれば施工できるという金額で入札する中、事業者が積算を高め設定しているため、ここ数年再入札、再々入札の件数が増加しているのではないか。

渡邊委員 市民の立場として、(税金の使われ方という意味で)安く落札された方が良いという面はあるが、再入札、再々入札が増加傾向にあるということだと、予定価格の設定が適正なのか疑問があるがどうか。

事務局 建築工事においては、土木工事と比べれば積算歩掛りが決まっている部分が少なく、見積もりが必要な部分が多い。工事発注課においても、なるべく市況価格に合わせ、比較検証を行いながら、適正な設計金額を設定している。

土屋委員 再入札なしに比べて、再入札、再々入札の場合、平均落札率が高い。再入札、再々入札になってしまうような案件は、事業者にとって簡単に引き受けられない内容であるのではないかと推察される。例えば応札者数と落札率との相関性について把握しているか。

事務局 正確に統計をとっているわけではないが、再入札になった場合、各者に入札1回目の最低金額が示される。再入札においては、その金額を見た結果、応札してくれる事業者が減ってしまう、極端な話一者にまで減ってしまう場合もある。そのような状況において、事業者も金額の下げ幅を抑制しがちになるのではないか。

土屋委員 業種「建築」の全体の落札率が95～97%ということで予想よりは低位であった。ただ、一者応札になってしまう案件と、複数者が応札している案件と、何らかの相関性が見えるといいのだが。

事務局 業種「建築」はランク分けがされていて、参加者数を見ると、規模の大きいAランクの事業者は少なくBランクは多い。上位ランクになるに従い、参加者が少なくなり、落札率も高くなる傾向にあると思われる。

土屋委員 それはここ最近の傾向か。それとも以前から継続してそうなのか。

事務局 業種「建築」で言えば、ここ3年間そのような傾向にある。

井町委員長 資料1の総括表について、コロナ感染の影響についてどのようなものがあつたか。

事務局 昨年度、コロナ感染拡大による緊急事態宣言等はあつたものの、公共工事についていえば、インフラ整備等必要性の高い工事が多いため、大きく発注件数が減るということはなかった。感染拡大防止については現場で徹底していると思うが、場合によっては一時中止や工期延期など国の通達等に基づき、柔軟な対応を行っている。

土屋委員 資料3の指名停止等一覧について、基準に従って指名停止を行なっていると思うが、基準自体を定期的に検証するということはあるのか。

事務局 基準については、国のモデル基準を参照して各自治体で基準を作成している。運用の中で検証すべき課題があれば、当然見直すことはあり得るが、現状としては統一的な取扱いで問題ないものと考えている。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

井町委員長 [議題(2)について]

議題(2)の「令和2年10月1日から令和3年3月31日までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「浮島2期廃棄物埋立護岸関連管理工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「浮島2期廃棄物埋立護岸関連管理工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員 資料P 2 7のくじ引きについて、これは電子くじではなくて紙くじで行ったということか。

事務局 お見込みのとおり。

土屋委員 資料P 2 8の「総合評価に関する評価調書」にある、総合評価点等は小数点第5位以下切り捨てとあるが、どのような規定に基づいているのか。

事務局 規定集の1 1 7「川崎市総合評価一般競争入札実施要綱」の第9条別記「落札者決定方法」において、総合評価点の算出方法を定めている。

土屋委員 資料P 2 9の低入札価格調査の具体的な調査方法について。

事務局 低入札調査委員会を開催し、事業者から詳細な積算資料や下請業者予定、資材購入予定等の資料を提出してもらい、契約課と工事発注課とで本市の基準価格より下回った要因や、下請業者にしわ寄せがいくことがないか等ヒアリングを行い、入札価格で適正に工事が施工されることを確認した上で、履行がされない恐れがないということで落札者として決定している。

土屋委員 低入札基準価格を下回る価格で落札した場合、やはり下請業者にしわ寄せがいくリスクはある。そういった意味では、総合評価の評価項目の中に低入札基準価格を下回らないこと、といった項目を入れることもありえるのではないか。低入札基準価格を下回らないよう対策を行っているのか。

事務局 資料P 2 8の「総合評価に関する評価調書」の※印の4番目にあるが、総合評価点について、WTO案件や6億円以上の特殊な工事を除き、低入札基準価格を下回った入札は、低入札基準価格をもってみなし算定することとしている。本件で言えば、3者の入札があり1者については、低入札基準価格を下回っていたため、入札金額を低入札基準価格とみなすことにより価格面で下に入れても優位になることがないようにしている。

井町委員長 P 2 9の低入札価格調査結果概要「5 調査結果」において、施工能力、経営状態、信用状況の調査を行ったとあるが、これについては、すでにP 2 8の評価調書で評価しているように見えるが、二重に確認したということか。

事務局 P 2 8の「総合評価に関する評価調書」の企業の信頼性、社会性の項目は、ISOの取得や障害者雇用など、企業の社会貢献度を加点項目としている。一方で、低入札価格調査においては、その入札価格で適正な履行ができるかについて確認するため、経営状況や財務状況を中心に確認を行っている。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「1号配水本管改良及び配水管800mmー200mm布設替工事」の入札条件・落札結果等について説明

[一般競争入札の抽出事案「1号配水本管改良及び配水管800mmー200mm布設替工事」の事務局の説明に対する質疑について]

渡邊委員 落札価格が調査基準価格よりかなり低いが、低入札価格調査では、具体的にどのような調査を行ったのか。

事務局 低入札価格調査においては、案件1と同様に市の積算と事業者側の積算で特に乖離がある部分について、その金額設定ができる事情、理由を確認した。(本件はWTO案件であるため失格基準はなし。)

設計担当 積算内訳の比較について、具体的にはP52のパイプ・イン・パイプ工法(以下PIP工法という)という工法があり、その中の鋼管の材料費に本市積算と開きがあることから、事業者にヒアリングしたところ、大量購入により安く入札することができたとの回答を得られたため、問題ないと判断した。

渡邊委員 安く購入できたということだが、材質について抜き打ちでチェックするということはしたのか。

設計担当 当該工法は製作物であるので、今後、鋼材を確認しつつ、最終的には製作図と確認しながら施工を進めていきたい。

渡邊委員 鋼管自体を購入したのではなくて、鋼材から管を作りながら進める工法ということか。

設計担当 お見込みのとおり。まず鋼材を購入し、それを丸めて溶接し、管の中に挿入して製作物を作っていく工法である。

渡邊委員 鋼管が完成した段階で、再度、市のチェックはあるのか。

事務局 お見込みのとおり。管の寸法と塗装について、現場で監督員が確認を行う。

渡邊委員 資料P54の「総合評価に関する評価調書」において、落札できなかった事業者の方が加算点では勝っているにもかかわらず、結果として、かなり低い金額で入札した事業者が落札者になっている。それは総合評価落札方式という制度において、妥当と言えるのか。

事務局 総合評価落札方式において、今回はその中でも簡易型で行っている。事業者の施工計画における技術的な所見を提出してもらい、それを勘案しながら採点するものではあるが、あくまでも総合評価落札方式は、競争入札の原則である入札価格に対して加味した評価となっている。入札参加資格の設定の中で、適正な履行能力を有する事業者が参加しているという形で工事の履行能力の担保は取っている。その上で入札価格やそ

れ以外の項目を総合的に勘案した評価点を算出し、最終的な落札者を決定しているため、場合によっては加算点が高い事業者であっても総合的な評価点で負けてしまうというケースもあり得ると認識している。

土屋委員 資料P50の「入札参加者資格」について、3者により結成されている共同企業体でなければならない、とあるがどのような規定に基づくのか。

設計担当 川崎市上下水道局共同企業体取扱要綱第5条第2項に、水道施設工事は9億円以上40億円未満の工事は3者JVによると規定している。

土屋委員 40億円以上の場合はどうなるか。

設計担当 規定に従い4者JVとなる。

土屋委員 金額帯を定めたルールがあるということか。

設計担当 お見込みのとおり。

土屋委員 今回、参加者が2者ということだが、参加者数の想定はあったのか。

設計担当 本市において本案件レベルの鋼管工事を行う大手事業者は、JFEエンジニアリング株式会社、須藤工業株式会社の2者の準市内業者がおり、市外でも一定数の企業はいると考えている。ただ市内業者に関して言えば、中小企業になるので本工事については規模的に厳しいと考えていた。本工事においても先に挙げた2者の準市内業者は共同企業体の構成員として参加しており、ある程度は予想ができていた形となった。

土屋委員 WTO案件で全国が対象となると思うが、実際に参加するのは近隣の企業となるということか。

設計担当 お見込みのとおり。

土屋委員 資料P55の低入札価格調査結果概要について、「4 入札価格」に対する事業者の見解で、集中購買による材料費の削減及び、川崎市内に工場を持つ構成員の地域性を生かした諸経費の削減とあるが、実際には構成員の地域性よりも集中購買の効果の方が大きいのではないかと考えている。

設計担当 低入札委員会のヒアリングにおいて、構成員の1者に本市内に工場があり、市内に資材置場もあるというところで運搬費の軽減ができた。また、構成員が鋼構造物の工事に非常に強い編成であるという側面もあると考えている。

井町委員長 資料P52の工事概要について、当初配管が昭和14年に敷設された古い管ということで、80年が経過し更新が必要になったとある。今回のPIP工法で更新することで何年くらいの耐用年数になるのか。

設計担当 本件1号配水本管は、昭和14年と最も古い配管となる。過去に昭和の終わりにかけて管内を洗浄しセメントを塗布することで補修等を行ったが、経年劣化が著しく進行したため本件工事を行った。PIP工法による管の耐用年数は60年から80年（メーカーの説明では100

年)ということで、本件工事が完成すれば長期に渡って安心できると考えている。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「多摩区内河川浚渫工事」の入札条件・落札結果等について説明

[指名競争入札の抽出事案「多摩区内河川浚渫工事」の事務局の説明に対する質疑について]

渡邊委員 以前も指摘したが、10者の指名業者のうち2者しか入札していなくて、その2者が落札率100%の金額で入札している。土木工事については積算項目が公表されている部分が多いため、限りなく予定価格に近い金額で入札することが可能という説明もあったが、それであれば、そもそも入札を行う意義を感じないのだが、このような状況について何か工夫できないのか。

事務局 土木工事においては、市の積算について歩掛り等の基準を用いて設計、積算が決まっている場合が多い。市としても統一的な基準に基づき積算を行っており、内容についても事前公表されている。また、個別的な案件についても情報開示の観点から、入札後に金入り設計書を確認することができる。情報公開と各事業者の積算に対する努力の結果、市積算と事業者の積算が同一になることが土木工事では多く見られる。

土屋委員 資料P81のくじ判定画面について、ハッシュ値を用いて落札者を決定するとあるが、ハッシュ値について説明してほしい。

事務局 ハッシュ値については、資料P81の「*電子くじの判定に用いるハッシュ値の生成には以下の情報を使用しています」というところで下記の1～5にある値を使用してハッシュ値を生成している。ハッシュ値は、16進数でできており、その計算方法については、システム上のブラックボックスになっており、結果から逆算することは不可能だが、計算方法は定まっているので、何度くじを行っても同一の結果となる。市のホームページでも落札結果を公表する際にハッシュ値を含め公表している。

土屋委員 同じ額で札入れがあり、最後はくじで決定するとなると、何のために入札しているのか、と言いたくなる方も出てくるのではないかと。

井町委員長 予定価格と同額で入札が2者で、辞退、不参が多いということは、つまり人気がない工事ということか。本来であれば少しでも安く札入れをして、工事を獲得しようとするものだが。

設計担当 施工時期が第4四半期ということで、時期的に他の公共工事も多く、受注者にとっては繁忙期に入るとということで、人気のない工事ではあったと思われる。

井町委員長 時期や景気によってはもっと参加率が上がる可能性があったということか。

設計担当 河川工事ということで、梅雨など水が多い時期に施工することは危険であり時期の制約はあるが、可能性はある。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「令和2年度 長沢浄水場 排水処理施設空気圧縮機ほか修理工事」の入札条件・落札結果等について説明

[指名競争入札の抽出事案「令和2年度 長沢浄水場 排水処理施設空気圧縮機ほか修理工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員 1回目の入札は不調とのことだが、不調の要因は何か。
設計担当 本工事の設計については、公表している水道工事積算基準書等を用いて積算を行っている。したがって大体の金額は、各事業者においてもある程度は予測できるころではある。ただ、入札に関しては各事業者、ある程度の利益を見込んだ上で札入れを行っているので、結果的に予定価格を超えたのではないか。

土屋委員 最終的な落札者は、第1回目の入札において予定価格との乖離が少なく、他者は予定価格と比較して開きがあった。第2回目においては落札者以外は辞退、不参ということだったが、割に合わない工事と思われてしまったのか。

設計担当 そのように感じている。

土屋委員 例えば時期的な問題か。

設計担当 本工事については、浄水場の水が安定する時期に行う必要があり、11月以降に予定をしていた。しかし、この時期になると工事をすでに受注している事業者も多く、推測にはなるが、そのような中で技術者の確保等が難しくなったため、辞退されたと考えられる。

【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○随意契約の抽出事案「上河原頭首ゲート(引上式)手動装置補修工事」の入札条件・落札結果等について説明

[随意契約の抽出事案「上河原頭首ゲート(引上式)手動装置補修工事」の事務局の説明に対する質疑について]

土屋委員 特命随意契約とのことだが、その理由として、資料P 1 1 0の特命随
理理由書に、「本施設の特異な構造及び技術基準を熟知した業者が施工
にあたらなければ（中略）支障をきたす」とのことだが、当該決定業者
が、それに該当するといふところがいまひとつわからなかったので説明
がほしい。

設計担当 当該決定業者については、昭和46年に本施設の当初工事を行って
おり、その後、当該業者もしくはグループ会社が継続して施設の維持管理、
メンテナンスを行っている。そのため本施設の補修履歴や機械性能等
について、最も熟知している。

土屋委員 当初工事が当該業者で、その後も継続してメンテナンスしてきて
いるという理解でよいか。

設計担当 お見込みのとおり。

土屋委員 本件で特命随意契約を行うことに問題があるとは思わないが、同種
の構造や機械を製作している事業者は、他にはないのか。

設計担当 同種の製作の実績がある事業者は、当該業者以外にもいる。ただ、
本件については、当初工事から継続してメンテナンスまで行っているとい
う事情があるため、特命随意契約を結んでいる。

土屋委員 当初に製作工事に携わった場合、その後メンテナンスや補修を継続
して行うとなると、当初工事よりも継続する工事の方がはるかにコストが
かかるというところが見えなくなってしまう、という話が前回も出てい
るので、あえて確認したところである。

設計担当 承知した。確かに他にも実績がある事業者はある。

渡邊委員 本案件のような構造物については、事業者によっては、最初にどう
にかして落札して、そのあと継続的に随意契約に繋げよう、と考えてしま
うところもあるのではないか。

設計担当 そういった側面があることは否定できないが、本件のような大規模な
水門であれば、水門の部分的な耐震補強等施工業者以外でもできる工事
はある。当該水門に係るすべての工事を当該業者が行うわけではない。
ただ、本件については、明らかに関連する機械設備の継続した更新であ
るため、当該業者と特命随意契約を締結した。

渡邊委員 仕方がないことだとは思いますが、一度当初契約を結んでしまえば、
継続的に工事を受注できる可能性が高くなるということで、どこかでな
あなあの関係性になってしまわないか心配ではある。十分注意して監督
してもらいたい。また、それと関連して今回の案件について、予定価格
と落札価格が非常に近いように見える。まさかとは思いますが、数字が
特命随意契約の相手方に出ているということはないだろうか。

設計担当 それはあり得ない。

渡邊委員 やはり本件も設計単価がある程度あり、大体の金額予想が付くもので

設計担当	<p>あるのか。</p> <p>確かに設置する機器については当該業者から見積もりを取り、それを参考にしている。ただし、製造する機械については広く特別調査をかけ、その中で適正な金額を設定している。そして本市の設定する諸経費を加味して設計書を作成している。数字が相手方に出ていくということはありません。</p>
<p>【委員長により他に質疑がないことが確認され、次の議題へ】</p>	
事務局	<p>○随意契約の抽出事案「水運用センター 補助継電器盤、計装盤等改良工事」の入札条件・落札結果等について説明</p>
<p>[随意契約の抽出事案「水運用センター 補助継電器盤、計装盤等改良工事」の事務局の説明に対する質疑について]</p>	
井町委員長	<p>予定価格に対して落札率が99.9%と非常に高いが、これにはどのような事情があるのか。</p>
設計担当	<p>工事の際に見積もりをとった部分があり、それ以外の部分については公共工事設計労務単価等を使用しているが、見積もりをとった機器費が占める割合が大きく、ある程度、把握できる場所はあったと思う。また、随意契約の相手方については、水道のシステム工事を多く受注しており、経験値も高いことが理由であると考えている。</p>
渡邊委員	<p>そうすると、特命随意契約の場合、業者から見積もりを取り、それに対して、上乗せする形で価格を設定しているのか。</p>
設計担当	<p>見積もりに上乗せしているのではなく、見積もりはあくまでも参考である。ただ、機器見積もり自体は当該業者でないとできないものもあったので、必要な部分について見積もりをとったということである。</p>
渡邊委員	<p>今回、落札率が99.9%と非常に高くなっているが、そういうことは通常なのか。</p>
設計担当	<p>可能性として、公共工事設計労務単価等歩掛りを使用していない部分については、ある程度の幅ができるものではある。ただ、当該業者には積算ノウハウがあるので、結果的に予定価格に近い価格で落札がなされたと考えられる。</p>
渡邊委員 事務局	<p>仮に予定価格を超過してしまった場合は、どうなるのか。</p> <p>随意契約についても、予定価格を超過してしまったものについては、再度見積徴取する。ただ、再見積でも予定価格を超過してしまう場合には、いずれは不調となる。</p>
渡邊委員 事務局	<p>不調になった場合は、他の業者を探すことになるのか。</p> <p>本件については、そもそも当該業者でしか施工できない工事であるので、設計、仕様の見直しを行い、仕切り直して発注となるだろう。</p>

【委員長により他に質疑がないことを確認】

井町委員長 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの契約については、適正に執行されていたことを確認した。

井町委員長 **【議題（3）その他について】**

事務局

○次回の事案の抽出委員について

委員会の運営指針により、次回井町委員長が抽出担当となる予定である旨を確認。

○令和3年度後期の委員会の開催日について

令和3年11月24日（水）14時から委員会を開催することについて了承された。

【閉会】

井町委員長 それでは、これで令和3年度第1回川崎市入札監視委員会を閉会する。